資料2

東京都人権部における人権施策について

令和８年９月２日

令和７年度事業実績

１．人権啓発に関する施策の推進

・人権週間等における主な啓発事業
　（１）ヒューマンライツ・フェスタ東京の開催
　（２）学校との連携
　（３）スポーツ組織と連携した人権啓発活動
　（４）各種媒体を活用
・啓発資料等の発行・配信
・東京都人権プラザの運営
・人権尊重条例に基づく本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進
・インターネットと人権

２．多様な性への理解推進

・東京都パートナシップ宣誓制度
・当事者等に向けた取組
・啓発・教育の推進
・事業者等に向けた取組

３．犯罪被害者等への支援

・東京都犯罪被害者等支援計画における主な事業
・「第５期東京都犯罪被害者等支援計画」の概要

人権週間等における主な啓発事業

（１）ヒューマンライツ・フェスタ東京

○平成27年度から実施している東京都主催の大型人権啓発イベント

① 開催日／場所
令和７年11月８日／イーアス高尾
15日／新宿駅西口広場イベントコーナー
12月６日／東京国際フォーラム

② メインテーマ
「インクルーシブシティ東京」

③ 主な企画
トークショー、手話パフォーマンス、ダンスパフォーマンス
大学生プレゼンコンテスト、ユニバーサルスポーツ体験
パネル展示等
※ ３日間で約18,000名が来場
※ 一部のプログラムは事前予約制で実施



（２）学校との連携

① 小学生人権啓発ポスター展

・都内４校の児童が描いた啓発ポスター60作品を展示

・特設ホームページにて、オンライン形式で実施



② 交通広告

・上記作品を活用し、電車の車内広告を実施



江東区立南砂小学校



中野区立緑野小学校



連雀学園

三鷹市立南浦小学校



あきるの市立前田小学校

（３）スポーツ組織と連携した人権啓発活動

都内に拠点を置くスポーツチームの試合会場において、人権啓発映像の放映、
来場者出入口等での人権啓発グッズの配布、のぼり旗の掲出による啓発活動を実施

（１）東京ヴェルディ

11月30日（日）味の素スタジアム

来場者数：38,168名

（２）アルバルク東京

２月14日（土）TOYOTA ARENA TOKYO

来場者数：約8,000名



イメージキャラクターによる啓発



トートバッグ

（４）各種媒体を活用

① 広報東京都

・広報東京都12月号に人権特集記事を掲載

・新聞折り込み、区市町村の窓口等で配布





② 動画配信・SNS広報

・配信期間：令和７年４月から令和８年３月

・概　　要：インターネット上の誹謗中傷などに悩む方向けの相談窓口をアニメーションで紹介



啓発資料等の発行･配信

啓発冊子の発行

「みんなの人権」
「明るい社会をめざして」
「外国人の人権」
「インターネットと人権」
「性自認・性的指向」 を作成・発行





東京都人権部チャンネル

各人権課題をテーマにした動画を掲載







東京都人権プラザの運営

概要

○　展示室や図書資料室、セミナールームを有するほか、人権相談の機能を備えた、都の人権啓発の拠点施設

人権プラザにおける啓発事業

（１）企画展

「心と体を傷つけられて亡くなった天国の子供たちのメッセージ展」

（２）子供人権教室

「『ふわふわことばとチクチクことば』モール人形をつくってまなぼう！」など

（３）人権啓発指導者等養成セミナー

「子どもから何があったか話してもらうー司法面接の方法を活かして」など

（４）人権問題都民講座

「デフスポーツの魅力ー東京2025デフリンピック開催を控えて」など

（５）体験・交流型の新たな事業「インクルーシブシティ東京プロジェクト」

「人権ディフェンダーになるための３日間集中プログラム<ユース向け>」など



＜人権啓発指導者等養成セミナー＞

人権尊重条例に基づく本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

概要

○　ヘイトスピーチの解消に向け、人権尊重条例の規定により審査会を設置

○　審査会は、表現活動がヘイトスピーチに該当すること、知事が講ずる拡散防止措置や事案の概要等の公表について意見を述べるものとしている。

○　また、人権尊重条例の規定に基づき、必要な調査審議を実施

令和７年度実績

条例第12条の規定（ヘイトスピーチの概要公表）に基づく事案の取扱状況

令和８年３月31日時点

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
申出件数	５１	７６	１８	９４	３４	７０	６６
概要等公表事案数	5	7	4	4	１３	１２	4

※申出件数は、同一表現活動（事案）に対し複数の申出を含む。

【令和７年度審査会開催実績】
・第30回（令和７年６月17日（火）開催）
・第31回（令和７年12月２日（火）開催）
・第32回（令和８年３月４日（水）開催）

インターネットと人権

概要

○ 「東京都人権施策推進指針」で、「インターネットによる人権侵害」を17の人権課題の一つに位置付け、
リーフレットや動画等で普及啓発を実施

○ 東京都人権プラザにおいて、インターネット上の誹謗中傷や人権侵害等に関する相談を受け付ける２つの専用窓口を設置

①LINEによる相談（R5~）　　相談日：月曜日～金曜日　　時間：16時～22時
②弁護士による法律相談（H30~）　　相談日：木曜日　　時間：13時～16時

令和７年度の実績

○ 普及啓発

・憲法週間にて、インターネット上の誹謗中傷に悩む人にLINE相談を受け付けていることを動画で啓発

・LINE相談の啓発チラシを作成し、区市町村や学校等に配布

○ 相談事業

・相談実績（令和６年度末時点）

	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
法律相談件数（H30.10~）	11	27	37	58	27	21	38
LINE相談件数（R5.10~）	－	－	－	－	－	13	107





【参考】国の動向

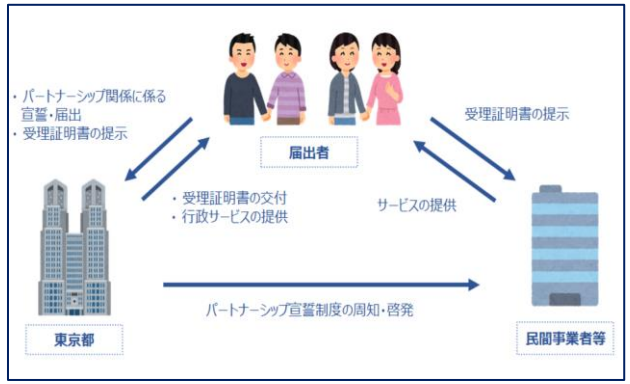
○ 令和６年度にプロバイダ責任制限法※1が改正され、令和７年４月から「情報流通プラットフォーム対処法※2」を施行

※1 正式名称：特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律
※2 正式名称：特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律

○ 本法律では、悪質な書き込みによる被害者が、プロバイダ等に対して発信者情報の開示を請求できる仕組みに加え、新たに一定規模以上のプラットフォーム事業者に対し、削除対応の迅速化及び運用状況の透明化に係る措置を義務化

東京都パートナシップ宣誓制度

概要



○　令和4年11月より制度開始

○　東京都パートナーシップ宣誓制度（以下「宣誓制度」という。）とは、
パートナーシップ関係にあるお二人からの宣誓・届出を、
都が受理したことを証明する制度

○　本制度により性的マイノリティのパートナーシップ関係にある方が、
日常生活の様々な場面での手続が円滑化するほか、新たにサービスを受けることが可能となる
（例）都営住宅への入居申込　等

実績

○　交付組数：2,255組（令和８年７月31日時点）

○　宣誓制度導入月の11月に以下の取組を実施

■　都庁第一本庁舎及びレインボーブリッジのライトアップ

■　パネル展示

都庁１階アートワーク台座、ヒューマンライツ・フェスタ東京

■　ＰＲ動画の放映

都庁２階、新宿副都心4号街路地下道デジタルサイネージ

○　自治体間連携

首都圏自治体（茨城・群馬・栃木・山梨）及び
都内25区市と連携協定を締結



実施イメージ
都庁第一本庁舎



当事者等に向けた取組

概要

○　性自認及び性的指向について、自らの性のあり方に悩み戸惑う当事者が、生き方のヒントを得ることができるよう、若年層を中心とした当事者同士が交流できる場・機会を提供するイベントを令和2年度から実施

○　性自認及び性的指向に関する様々な悩みや不安について、電話及びＬＩＮＥで相談を受付

実績

○　交流の場

- ■　令和７年10月、11月及び令和８年２月に実施し、計48人が参加
- ■　令和２年度開始以降のべ303人が参加

○　相談

- ■　相談件数

	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度
電話相談	242件	210件	109件	209件	207件
ＬＩＮＥ相談	516件	571件	486件	520件	328件



啓発・教育の推進

概要

○　多様な性があることや性的マイノリティの方々が直面する困りごと、アライであるためにできることなどを具体的に紹介する冊子「多様な性について知るBOOK」を作成・配布

○　性自認及び性的指向に関する理解を社会により一層浸透させていくため、都民等を対象にオンラインセミナーを開催

○　性的マイノリティの方々への理解や支援の意思を表明していただくため作成したアライマーク「TOKYO ALLY」を広める取組を通して、多様な性の理解促進を図り、性的マイノリティの方々が暮らしやすい環境づくりをより一層推進

実績

項　　目	普及啓発内容
アライグッズ（ピンバッチ）	・ピンバッチについて、申請に基づき、セミナー受講者等に配布 ピンバッチ
普及啓発動画	・高橋みなみさんを起用して作成した普及啓発動画をイベント等で放映 
ポスター・チラシ等	・普及啓発チラシ等を庁内、区市町村窓口等に配架するほか、イベント等で配布
都民等向けセミナー	・令和７年度241人、令和３年度開始以降のべ1,267人が受講

事業者等に向けた取組

概要

○　企業の理解促進や体制整備を支援し、当事者が抱える困難の軽減に向け啓発等を実施
- 企業の取組事例等を紹介するポータルサイトを開設・運用
- 性自認及び性的指向に関する理解を深めるためのオンライン研修を開催
- 企業に対し助言や研修等をトータルで行う訪問支援事業を実施
- 企業における社内福利厚生制度の見直しや、当事者が働きやすい職場の環境づくり等の取組を支援するため、企業等からの電話相談を受付

○　性的マイノリティの方々が働きやすい職場の環境づくり等の取組を行っている企業等に「フレンドリー宣言」をしていただく取組



実績

項　　目	普及啓発内容
オンライン研修	・令和７年度166社、令和２年度開始以降1,707社受講
訪問支援事業	・令和７年度33社、令和５年度開始以降78社活用
電話相談	・令和７年度18件、６年度19件、５年度21件
フレンドリー宣言	・宣言企業数197社（令和７年度末時点）

第４期東京都犯罪被害者等支援計画における主な事業

概要

○　令和２年４月に施行した「東京都犯罪被害者等支援条例」及び「第４期東京都犯罪被害者等支援計画」（令和７年度までの計画）に基づき、関係機関の連携を強化し、犯罪被害者等支援の充実に取り組んでいる。

令和７年度実績

■施策の柱１：総合支援体制の整備

	令和７年度（実績）
総合的な支援体制の整備	・「東京都犯罪被害者等総合支援会議」 12回開催 ・三弁護士会の研修等に参加し、都の支援策等について情報提供 ・被害者等支援専門員（コーディネーター）による支援ケース・人員　202ケース・229人、支援件数　のべ1,453件 ・「Tokyo被害者支援ノート」約1,700部作成 ・東京都犯罪被害者等支援推進会議、合同部会開催 ・犯罪被害者等支援を進める会議開催
区市町村における支援体制の充実に向けた取組	・区市町村担当者に対する研修４回開催 ・専門窓口のある自治体を対象とした事例検討会開催 ・総合相談窓口相談員による区市町村窓口の訪問・助言：６区市 ・総合相談窓口における区市町村職員の受入れ：３区 ・東京都区市町村犯罪被害者等支援連絡会の開催

■施策の柱２：相談体制・情報提供の充実　①

	令和７年度（実績）
東京都総合相談窓口の運営等	・電話相談：5,654件、面接相談：333件 ・裁判所への付添支援：861件 ・精神科医等によるカウンセリング：931件 ・東京都総合相談窓口多摩支所の相談等件数：223件 ・被害者支援都民センターホームページ内に英語、中国語、韓国語の案内掲載
性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業	・電話相談：6,610件（うちホットライン563件） 面接相談：270件 ・病院・警察等への付添支援：329件 ・性犯罪・性暴力被害者への精神科医による医療相談：23件 ・公認心理師による心理カウンセリング：233件 ・SARC東京HPを多言語表示 ・性犯罪・性暴力被害者支援コーディネーターによる支援を継続 ・LINEによる「性被害相談窓口」相談件数：251件 ・医療従事者等に対する研修：405人申込 ・産婦人科協力医療機関数　132機関 ・精神科の協力医療機関数　22機関

令和７年度実績（続き）

■施策の柱２：相談体制・情報提供の充実　②

主な事業名	令和７年度（実績）
犯罪被害者等への情報提供の充実	・各種支援策・相談窓口を紹介するリーフレット【作成数】 10,000部 ・相談窓口リーフレット【作成数】 小学生向け：36,500部 中学生以上向け：38,000部 公立学校にはデータ配布 ・子供・保護者向け相談窓口を夏休み・冬休み期間に周知用動画をSNS広告、駅サイネージにて放映

■施策の柱３：早期回復・生活再建に向けた支援

主な事業名	令和７年度（実績）
経済的負担の軽減	・見舞金給付：45件 ・転居費用助成：48件 令和７年４月　助成上限額30万円に変更　拡充 ・一時宿泊施設利用費用助成：１件 ・性犯罪等被害者に対する医療費・カウンセリング費用助成：109件 ・無料法律相談の実施：377件 ・被害者参加制度における弁護士費用の助成：１件

■施策の柱４：都民の理解の増進

主な事業名	令和７年度（実績）
多様な媒体を通じた広報・啓発の実施	・リーフレット、電車広告、SNS広告、デジタルサイネージ、ディスプレイ広告等、多様な方法で広報を実施
犯罪被害者週間行事の効果的な実施	・２自治体との共催により講演・啓発イベントを実施 11月３日　新宿区　　65人参加 11月８日　国立市　　90人参加

■施策の柱５：人材の育成と民間支援団体への支援

主な事業名	令和７年度（実績）
各局等相談窓口・関係機関等の職員に対する研修の実施	１回開催（オンライン開催：58人参加）
学校の教員に対する研修等を通じた支援	１回開催（オンライン開催：25人参加）

第５期東京都犯罪被害者等支援計画の概要

第１章　計画の基本的な考え方

○　**計画の性格**
東京都犯罪被害者等支援条例第８条に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画

○　**支援の基本的な考え方**（条例第３条に掲げる基本理念）
①個人としての尊厳の尊重　②適切な支援と二次的被害への配慮　③途切れることのない支援　④相互の連携・協力による支援

○　**計画の期間**
令和８年度から令和12年度まで（５か年）

第２章　都内の犯罪被害者等を取り巻く現状

○　**都内における犯罪等の現状**
- 刑法犯認知件数、性犯罪認知件数は、近年増加
- 男性と子供の性被害の認知件数（全国）も増加傾向

○　**都内における犯罪被害者等の現状**
- 犯罪被害後に心身の状況が変化（不眠や疲労、ＰＴＳＤ等）
- 日常生活にも影響（人間関係が疎遠、自分を責める等）
- ＳＮＳ等による第三者からの二次的被害（誹謗中傷等）

犯罪被害者等の個々の事情に対応したきめ細かな支援を提供することが重要

第３章　施策の基本的な考え方

○　**目指すビジョン**
「一人ひとりに寄り添った支援により、犯罪被害者等が安心して暮らせる社会の実現」

○　**基本的な方向・施策の柱**

Ⅰ 犯罪被害者等が安心して暮らすことができる支援の提供
- 施策の柱１　総合支援体制の推進
- 施策の柱２　相談支援・情報提供の充実
- 施策の柱３　早期回復・生活再建に向けた支援

Ⅱ 犯罪被害者等を支える社会の形成
- 施策の柱４　都民の理解の増進
- 施策の柱５　人材の育成と民間支援団体への支援

第５期東京都犯罪被害者等支援計画の概要

第４章　具体的な施策

施策の柱１　総合支援体制の推進

基本的施策

- ✓ **総合的な支援体制の推進**
- ✓ **区市町村における支援体制の充実に向けた取組**
- ✓ **緊急支援体制の推進**

施策の柱２　相談支援・情報提供の充実

基本的施策

- ✓ **東京都総合相談窓口における取組の充実・強化**
- ✓ **性犯罪等被害者支援の取組の充実・強化**
 （主な拡充事項）
 - 性犯罪等被害者ワンストップ支援センターの体制強化
 - 男性の性被害相談窓口を開設
 - 性犯罪等被害者の状況に応じた医療機関との連携強化
- ✓ **犯罪被害者等への情報提供の充実**
 （主な拡充事項）
 - 行政書士による犯罪被害者等への支援
- ✓ **配偶者暴力・児童虐待等被害者に対する支援**
- ✓ **性犯罪等の被害に遭った子供への支援の充実**

施策の柱３　早期回復・生活再建に向けた支援

基本的施策

- ✓ **経済的負担の軽減**
 （主な拡充事項）
 - 遺児見舞金の給付
 - 被害者参加制度における弁護士費用の支援
 - 二次的被害防止・軽減対応における弁護士費用の支援
- ✓ **精神的支援の充実**
- ✓ **日常生活への復帰支援**
- ✓ **二次的被害・再被害の防止に向けた取組**

施策の柱４　都民の理解の増進

基本的施策

- ✓ **都民の理解の増進**



施策の柱５　人材の育成と民間支援団体への支援

基本的施策

- ✓ **犯罪被害者等支援に係る人材の育成・専門性向上**
- ✓ **民間支援団体の活動支援**
- ✓ **個人情報管理の徹底に向けた取組**

令和８年度の主な施策

１．人権啓発に関する施策の推進

- **人権週間等における主な啓発事業**
 ➡ヒューマンライツ・フェスタ東京を、昨年に引き続き多摩地域においても開催し啓発を強化

- **啓発資料等の発行・配信**
 ➡啓発手法等も含め検討し、工夫して実施

- **東京都人権プラザの運営**
 ➡社会的に関心の高い人権に関する分野や、気づきにくいが大切な分野について、講座等を実施

２．多様な性への理解推進

- **東京都パートナシップ宣誓制度**
 ➡イベント等への参加やインターネットやＳＮＳ等の広報を強化し、認知度向上を推進

- **TOKYO ALLYマーク**
 ➡ピンバッジの配布や性的マイノリティを支援するイベント等の機会を活用し、普及啓発を推進

３．犯罪被害者等への支援

- **第５期東京都犯罪被害者等支援計画に基づく、犯罪被害者等支援施策の推進**
 ➡相談窓口の運営、経済的支援の実施等

啓発事業の実施予定

（１）都民の人権川柳について

「都民の人権川柳」で、広く都民から募集し、人権について考えるきっかけとするとともに、優秀作品をホームページで掲載するなど、人権啓発を図る。

募集内容

- ●応募資格
 都内在住・在勤・在学の方
- ●募集テーマ
 「インターネットを正しく使うために」等
- ●募集期間
 令和８年７月～同年８月
- ●受賞作品発表（予定）
 令和８年11月

令和７年度　受賞作品



（２）スポーツ組織と連携した人権啓発活動

都内に拠点を置くスポーツチームの試合会場において、人権啓発映像の放映、
来場者出入口等での人権啓発グッズの配布、のぼり旗の掲出による啓発活動を実施

Jリーグ等のプロスポーツチームと連携



令和7年度実施例

●放映する啓発動画（例）
　インターネットでの誹謗中傷、部落差別、東京都人権尊重条例







多様な性への理解推進

東京都パートナーシップ宣誓制度

- ●パートナーシップ宣誓制度の受理証明書の交付
- ●イベント等参加による普及啓発
- ●多種多様な媒体による普及啓発

(都民向け啓発冊子)





TOKYO ALLYマーク普及啓発

- ●ピンバッジ配布先の拡大を推進
- ●イベント等を通じて普及啓発動画を放映

事業者等向け取組

- ●オンライン研修の実施
- ●訪問支援事業の実施
- ●「フレンドリー宣言」の普及促進



第５期東京都犯罪被害者等支援計画の概要

第１章　計画の基本的な考え方

○　**計画の性格**
東京都犯罪被害者等支援条例第８条に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画

○　**支援の基本的な考え方**（条例第３条に掲げる基本理念）
①個人としての尊厳の尊重　②適切な支援と二次的被害への配慮　③途切れることのない支援　④相互の連携・協力による支援

○　**計画の期間**
令和８年度から令和12年度まで（５か年）

第２章　都内の犯罪被害者等を取り巻く現状

○　**都内における犯罪等の現状**
- 刑法犯認知件数、性犯罪認知件数は、近年増加
- 男性と子供の性被害の認知件数（全国）も増加傾向

○　**都内における犯罪被害者等の現状**
- 犯罪被害後に心身の状況が変化（不眠や疲労、ＰＴＳＤ等）
- 日常生活にも影響（人間関係が疎遠、自分を責める等）
- ＳＮＳ等による第三者からの二次的被害（誹謗中傷等）

犯罪被害者等の個々の事情に対応したきめ細かな支援を提供することが重要

第３章　施策の基本的な考え方

○　**目指すビジョン**
「一人ひとりに寄り添った支援により、犯罪被害者等が安心して暮らせる社会の実現」

○　**基本的な方向・施策の柱**

Ⅰ 犯罪被害者等が安心して暮らすことができる支援の提供
- 施策の柱１　総合支援体制の推進
- 施策の柱２　相談支援・情報提供の充実
- 施策の柱３　早期回復・生活再建に向けた支援

Ⅱ 犯罪被害者等を支える社会の形成
- 施策の柱４　都民の理解の増進
- 施策の柱５　人材の育成と民間支援団体への支援

第５期東京都犯罪被害者等支援計画の概要

第４章　具体的な施策

施策の柱１　総合支援体制の推進

基本的施策

- ✓ **総合的な支援体制の推進**
- ✓ **区市町村における支援体制の充実に向けた取組**
- ✓ **緊急支援体制の推進**

施策の柱２　相談支援・情報提供の充実

基本的施策

- ✓ **東京都総合相談窓口における取組の充実・強化**
- ✓ **性犯罪等被害者支援の取組の充実・強化**
 （主な拡充事項）
 - 性犯罪等被害者ワンストップ支援センターの体制強化
 - 男性の性被害相談窓口を開設
 - 性犯罪等被害者の状況に応じた医療機関との連携強化
- ✓ **犯罪被害者等への情報提供の充実**
 （主な拡充事項）
 - 行政書士による犯罪被害者等への支援
- ✓ **配偶者暴力・児童虐待等被害者に対する支援**
- ✓ **性犯罪等の被害に遭った子供への支援の充実**

施策の柱３　早期回復・生活再建に向けた支援

基本的施策

- ✓ **経済的負担の軽減**
 （主な拡充事項）
 - 遺児見舞金の給付
 - 被害者参加制度における弁護士費用の支援
 - 二次的被害防止・軽減対応における弁護士費用の支援
- ✓ **精神的支援の充実**
- ✓ **日常生活への復帰支援**
- ✓ **二次的被害・再被害の防止に向けた取組**

施策の柱４　都民の理解の増進

基本的施策

- ✓ **都民の理解の増進**



施策の柱５　人材の育成と民間支援団体への支援

基本的施策

- ✓ **犯罪被害者等支援に係る人材の育成・専門性向上**
- ✓ **民間支援団体の活動支援**
- ✓ **個人情報管理の徹底に向けた取組**